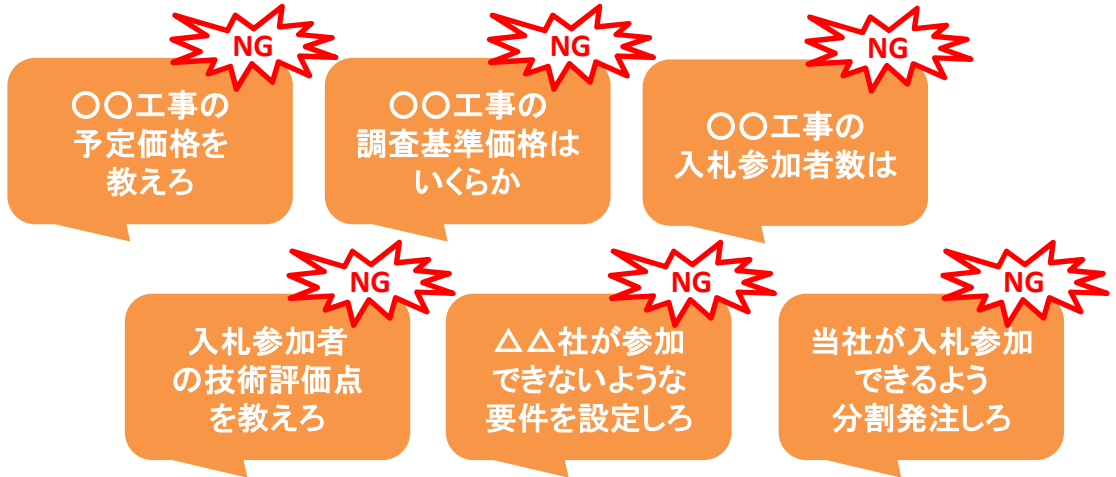


「不当な働きかけ」は、記録・公表されます！

「不当な働きかけ」とは

1. 事業者等の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為
2. 事業者等の受注又は非受注に関する要求行為
3. 非公開又は公開前における予定価格又は低入札価格調査制度の調査基準価格(これを推測できる金額を含む。)に関する情報漏洩要求行為
4. 入札参加者についての公表前における情報漏洩要求行為
5. その他、事業者等への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為

[具体例]



《 事業者と官製談合防止法※ 》

※入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律

官製談合防止法は、一見すると公務員のみ適用され「事業者」には関係ない法律のように思われるかもしれませんが、しかしながら、刑法第65条第1項に「身分犯の共犯」についての定めがあり、これによって「事業者」の社員が官製談合防止法第8条に違反した「職員」の共犯とされた判例もあります。(名古屋地裁H29.2.21判決)

■官製談合防止法 第8条(職員による入札等の妨害)

職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

■刑法 第65条(身分犯の共犯)

犯人の身分によって構成すべき犯罪行為に加功したときは、身分のない者であっても、共犯とする。